

<指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場等跡地
調査対象物質	土壌汚染対策法に定める特定有害物質全 25 種
指定基準超過物質	六価クロム化合物(溶出量*及び含有量*) 鉛及びその化合物(溶出量及び含有量) 砒素及びその化合物(溶出量及び含有量*) ふっ素及びその化合物(溶出量及び含有量*)
検出最大濃度**	鉛及びその化合物(溶出量：0.4mg/L、含有量：510 mg/kg) 砒素及びその化合物(溶出量：0.23mg/L) ふっ素及びその化合物(溶出量 6.2mg/L)
基準値***	六価クロム化合物(溶出量：0.05mg/L、含有量:250mg/kg) 鉛及びその化合物(溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg) 砒素及びその化合物(溶出量：0.01mg/L、含有量：150mg/kg) ふっ素及びその化合物(溶出量:0.8mg/L、含有量:4,000mg/kg)
告示日	平成 26 年 8 月 22 日 告示第 751 号 (指定) 平成 26 年 12 月 2 日 告示第 1071 号 (一部解除)
人への健康影響について	周辺地域は地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められず、上下水道が敷設されていることから、人への健康影響の恐れはない。また、当該敷地は一般の者が立ち入る事ができない状態で管理されていることから、人への健康影響の恐れはない。

\* : 試料採取等調査では指定基準超過はないものの、一部区画で試料採取等調査を省略していることから、指定基準を超過したものとする。

\*\* : 試料採取等調査で検出された最大濃度。

\*\*\* : 一部区画で試料採取等調査を省略していることから、溶出量は第 2 溶出量基準 (六価クロム化合物：1.5mg/L、鉛及びその化合物：0.3mg/L、砒素及びその化合物：0.3mg/L、ふっ素及びその化合物：24mg/L) を超過しているものとする (なお、鉛及びその化合物は試料採取等調査にて、第 2 溶出量基準を超過)。

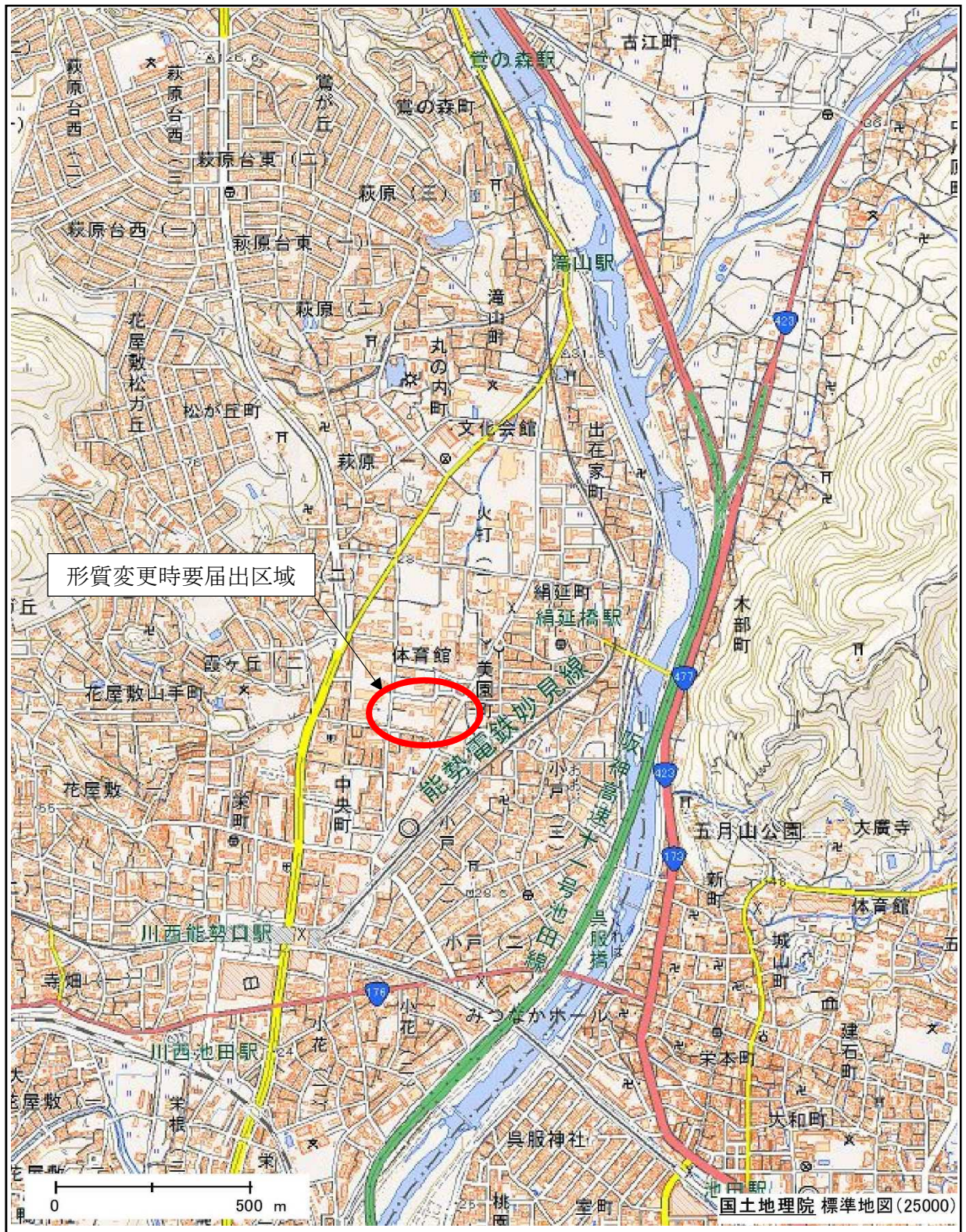


図-1 周辺の地図

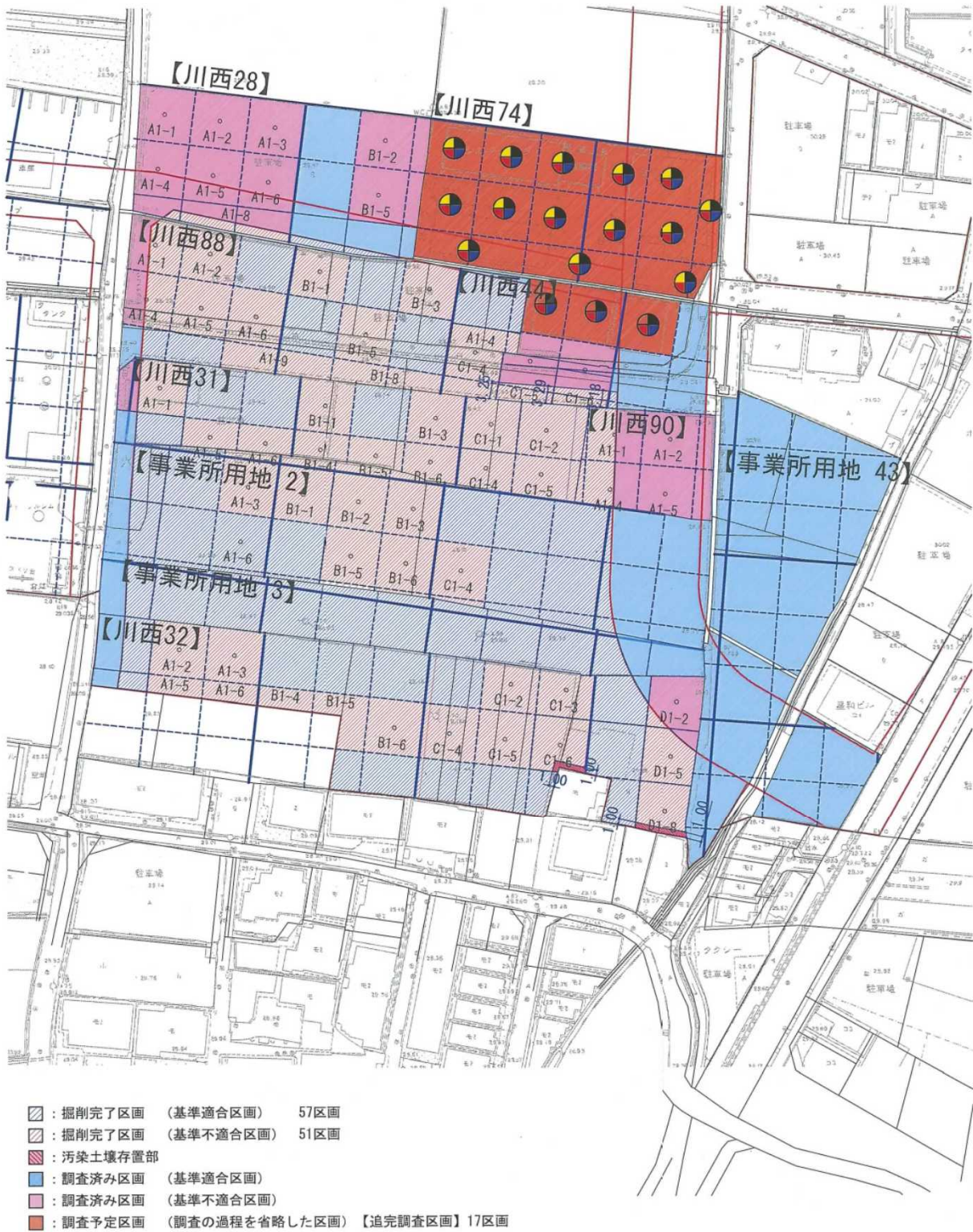


図2 形質変更時要届出区域範囲